

事業承継・創業政策について

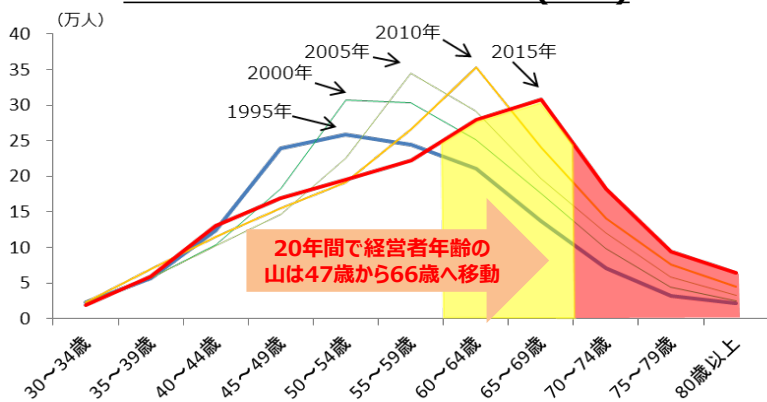
平成31年2月5日

中小企業庁

事業承継・創業支援の必要性

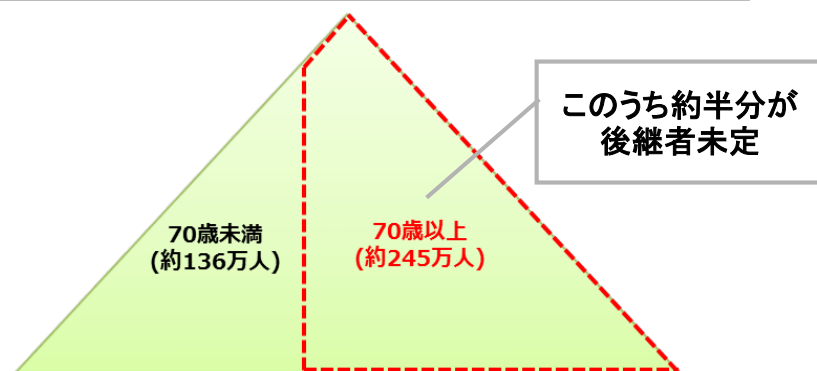
- 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の**127万(日本企業全体の1/3)**が**後継者未定**。
- 現状を放置すると、**中小企業廃業の急増**により、2025年頃までの**10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性**。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

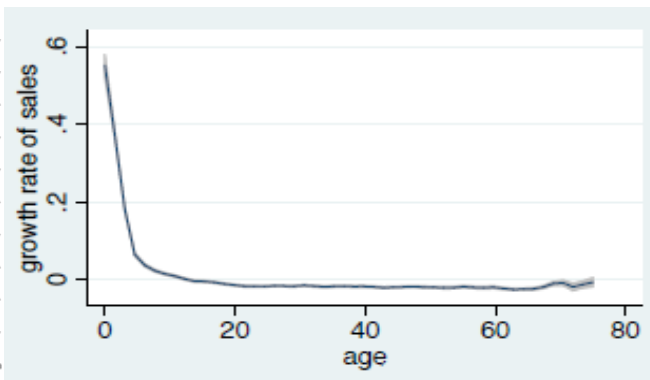
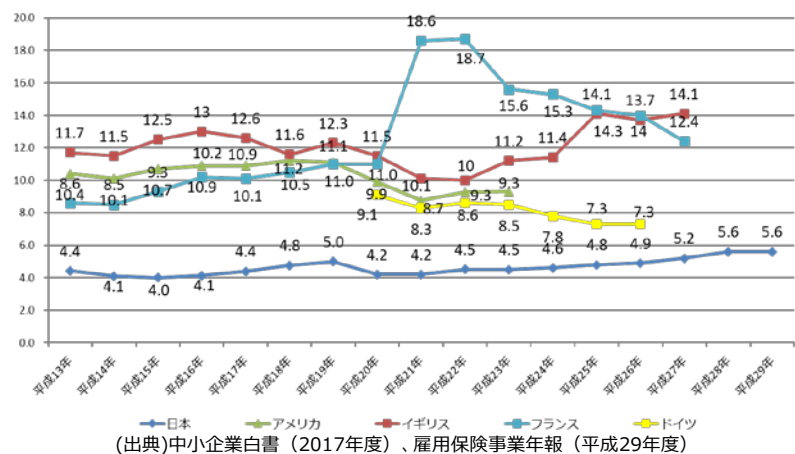
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

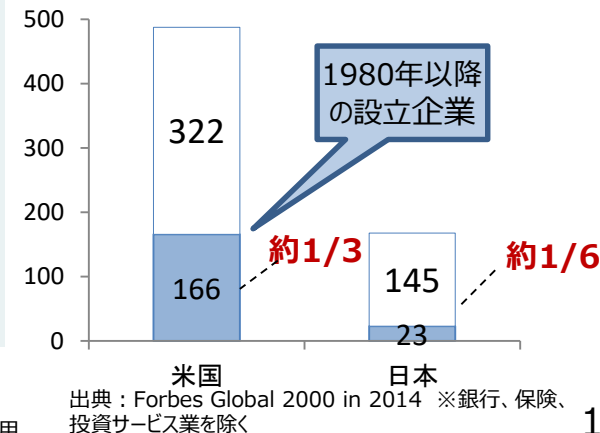
- 開業率と労働生産性の変化率には相関がみられる一方で、日本の開業率は諸外国と比較しても一貫して低い状況。
- 若い企業は、成長率が高い場合も多く、日本経済活性化のためには、創業を増やし、創業後の企業の成長を支援することが重要

日本の開業率は諸外国より一貫して低い 開業率(%)



(出典) Fujii, Saito and Senga [2017] 『The Dynamics of Inter-firm Networks and Firm Growth』RIETI Discussion Paper Series ※東京商工リサーチの企業情報データ(期間 2007年~2016年)を使用

世界のトップ2,000企業 (Forbes Global 2,000)

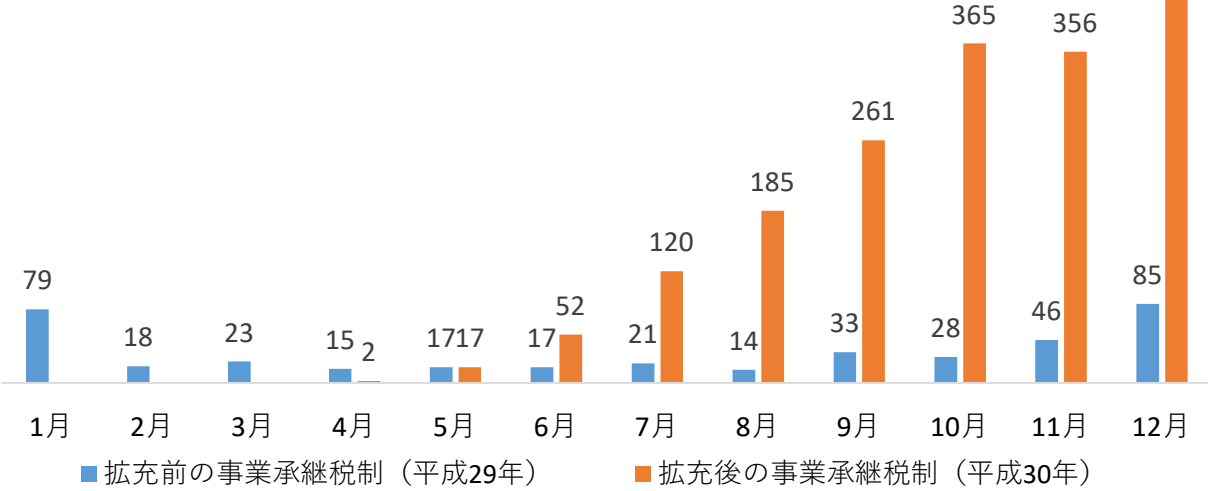


(1) 事業承継政策について

法人の事業承継税制の抜本拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」を、**平成30年度の税制改正で抜本的に拡充。**
- 拡充前は、年間400件程度の申請であったが、拡充後は**足元の申請件数は年間6000件に迫る勢い**であり、爆発的に伸びている。

拡充前は、年間400件程度の申請であったが、
拡充後は、足元の申請件数は**年間6,000件に迫る勢い**。 → 499



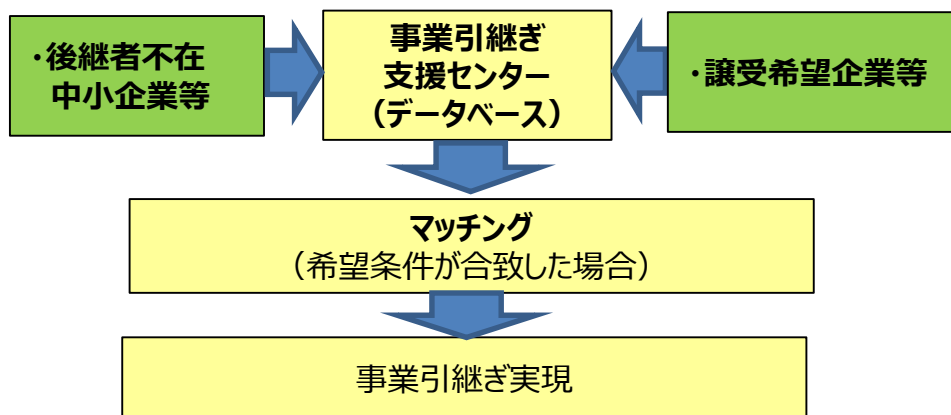
法人向け事業承継税制の抜本拡充の概要 (平成30年度税制改正)

- ① 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。**納税猶予割合も100%に拡大**することで承継時の税負担ゼロに。
- ② 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者 (最大3人)** への承継も対象に。
- ③ 年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に。
- ④ **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

第三者承継への支援（事業引継ぎ支援センター）

- 後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「**事業引継ぎ支援センター**」を全国47都道府県に設置している。
- 平成23年の発足以来、年々実績を上げており、**相談件数は30,000件を突破し、2,000件以上の事業引継ぎ**を実現した。

事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



センターにおける支援の流れ

①相談対応（一次対応）

・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

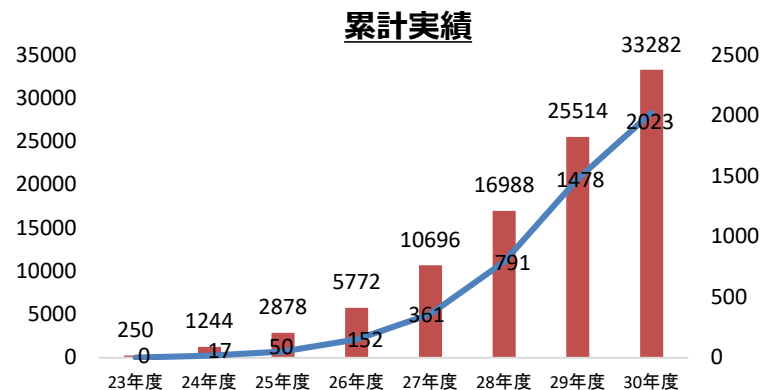
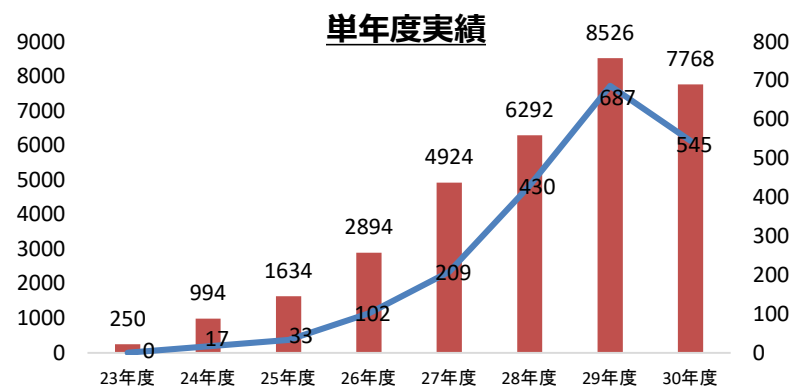
②登録機関への橋渡し（二次対応）

・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

③センターによるマッチング（三次対応）

・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

事業引継ぎ支援センターの支援実績

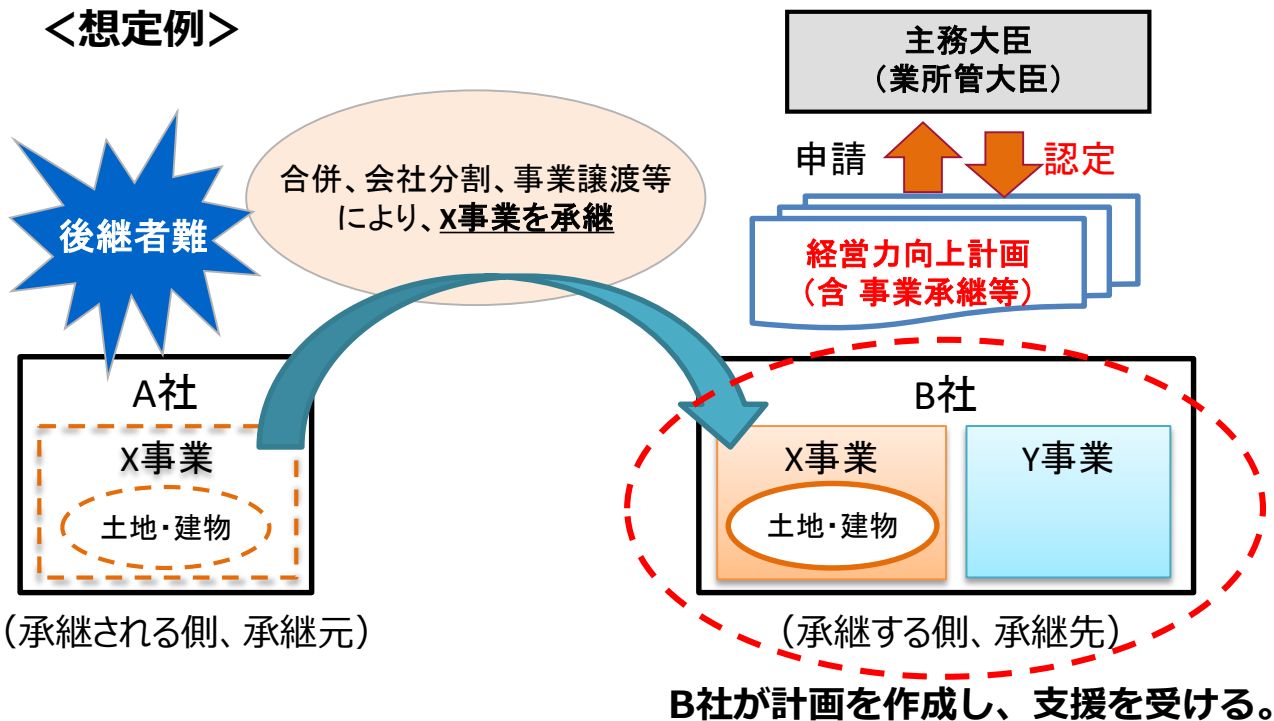


■ 事業引継ぎ件数 ■ 相談者数 ※30年度は11月末時点の実績

第三者承継への支援（中小企業等経営強化法による支援）

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aによって、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。このため、平成30年に中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 具体的には、①事業を承継するために合併・会社分割・事業譲渡を行って不動産の権利移転が生じる場合に登録免許税・不動産取得税が軽減されるほか、②許認可承継の特例(※)等の支援措置が利用可能。(※) 業法上の規定にかかわらず、承継対象事業に係る許認可の承継を可能とする特例
- なお、これらの支援措置を受ける場合、業所管大臣から、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける必要がある。

<想定例>



<承継する側の企業（B社）が利用できる支援措置>

①登録免許税・不動産取得税の軽減

例：会社分割の際の登録免許税
4.0%（通常）⇒0.4%（特例）

②許認可承継の特例

<対象業種>

- ・旅館業 ・建設業
- ・火薬類製造業、火薬類販売業
- ・一般旅客自動車運送事業
- ・一般貨物自動車運送事業
- ・一般ガス導管事業

今後の取組①：個人版事業承継税制の創設

- 個人事業者の集中的な事業承継を促すため、**平成31年度税制改正**では、**10年間の時限措置**として、**土地、建物、機械・器具備品等**の承継に係る**贈与税・相続税の100%納税猶予制度**を創設する予定。

<個人版事業承継税制のスキーム>

期間	10年間の時限措置 ※平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象。（今年度分は遡及適用）
猶予割合	100%
対象資産	土地、建物、機械・器具備品、車両・船舶、構築物、無形償却資産（特許権等）、生物（乳牛等、果樹等）
対象面積	土地400㎡、建物800㎡
要件	<ul style="list-style-type: none">・経営承継円滑化法に基づく認定(青色申告書を活用)・平成31年度から5年以内に承継計画を提出。
その他	<ul style="list-style-type: none">・事業を廃止した場合は納税・ただし、事業者が一定の障害に該当した場合や、経営環境の悪化による場合(※)等は、免除・減免措置あり。 ※①直近3年間のうち2年以上赤字である場合や、②2年連続で売上高が減少している場合など。

※小規模宅地特例との選択適用

(参考) 個人版事業承継税制の制度適用が想定される事業者

ガソリンスタンドの事例

従業員数：9人
家族：子1人

土地・建物 3,948万円



機械・器具備品 5,452万円

ガソリン
給油機



洗車機



事業用資産 9,400万円

推定相続税額	推定贈与税額
1,040万円	4,469万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

プラスチック製造業の事例

従業員数：5人
家族：子1人

土地・建物 6,106万円



機械・器具備品 1,634万円

射出成形機



粉砕機



事業用資産 7,740万円

推定相続税額	推定贈与税額
628万円	3,556万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

酪農家の事例

従業員数：3人
家族：子1人

土地・建物 2,800万円



生物
3,300万円
乳牛



機械・器具備品
600万円
搾乳機械



事業用資産 6,700万円

推定相続税額	推定贈与税額
420万円	2,984万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

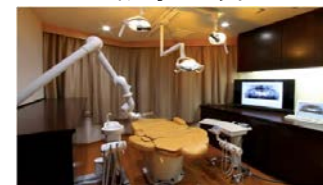
医療の事例

従業員数：13人
家族：子1人

土地・建物 4,030万円



機械・器具備品 2,340万円
診療ユニット



事業用資産 6,370万円

推定相続税額	推定贈与税額
365万円	2,803万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

今後の取組②：遺留分の民法特例（経営承継円滑化法）の対象拡大

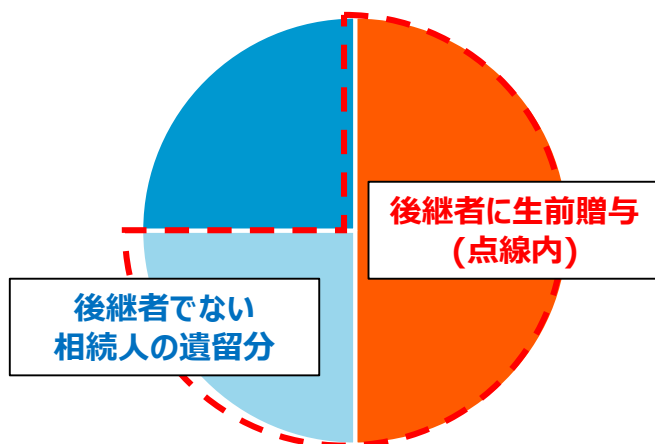
- 「遺留分」とは、民法上、最低限保障されている相続人の取り分。
- 生前贈与による事業承継後、後継者による安定的経営を確保するためには、後継者でない相続人が後から遺留分を請求することで、後継者が事業用資産を失う事態を回避することが重要。
- 経営承継円滑化法（平成20年制定）では、会社についてのみ民法特例を措置。

<民法特例の内容>

後継者でない相続人全員との合意に基づき、後継者のみが家庭裁判所での手続きを行うことで、後継者でない相続人全員の遺留分を放棄させることができる制度。
※民法上の原則では、後継者でない相続人が、各自家庭裁判所での手続きを行うことが必要。

- 新税制の創設による、個人事業者の生前贈与の促進という効果が十分に発揮されるよう、与党税調の議論も踏まえ、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者に拡大し、相続人全員の合意を得れば、簡便な手続で、後継者に生前贈与された事業用資産を、遺留分を算定するための財産から除外することができるようにする。

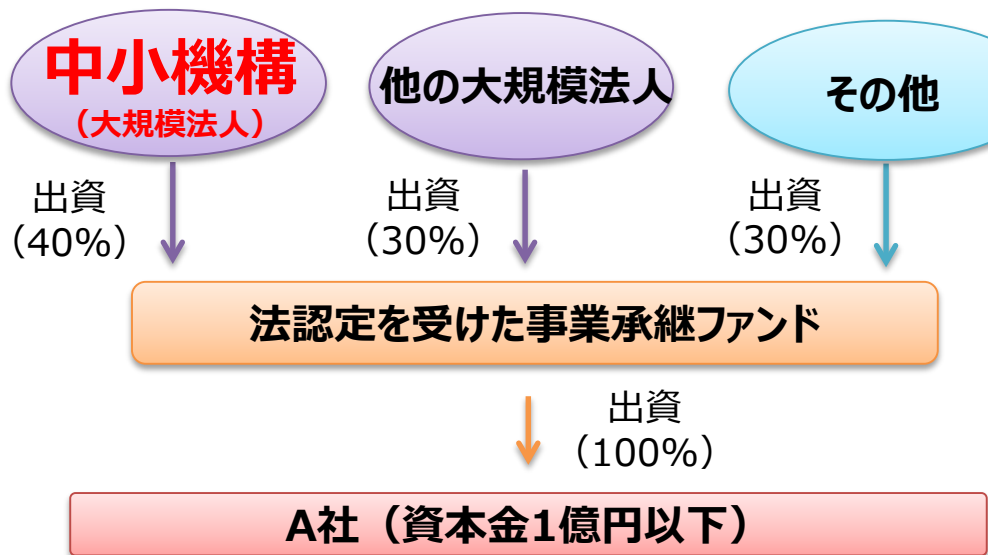
<遺留分請求のイメージ>



後継者でない相続人がその遺留分を請求した結果、**後継者は事業用資産の一部を失うおそれ。**

今後の取組③：中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業への税制特例

- 将来的なM & Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- 他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、平成31年度税制改正では、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする予定。
- これに伴い、今後、認定要件を定める「中小企業等の経営強化に関する基本方針」の改正を行う。



○資本金 1 億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。
 ①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
 ②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

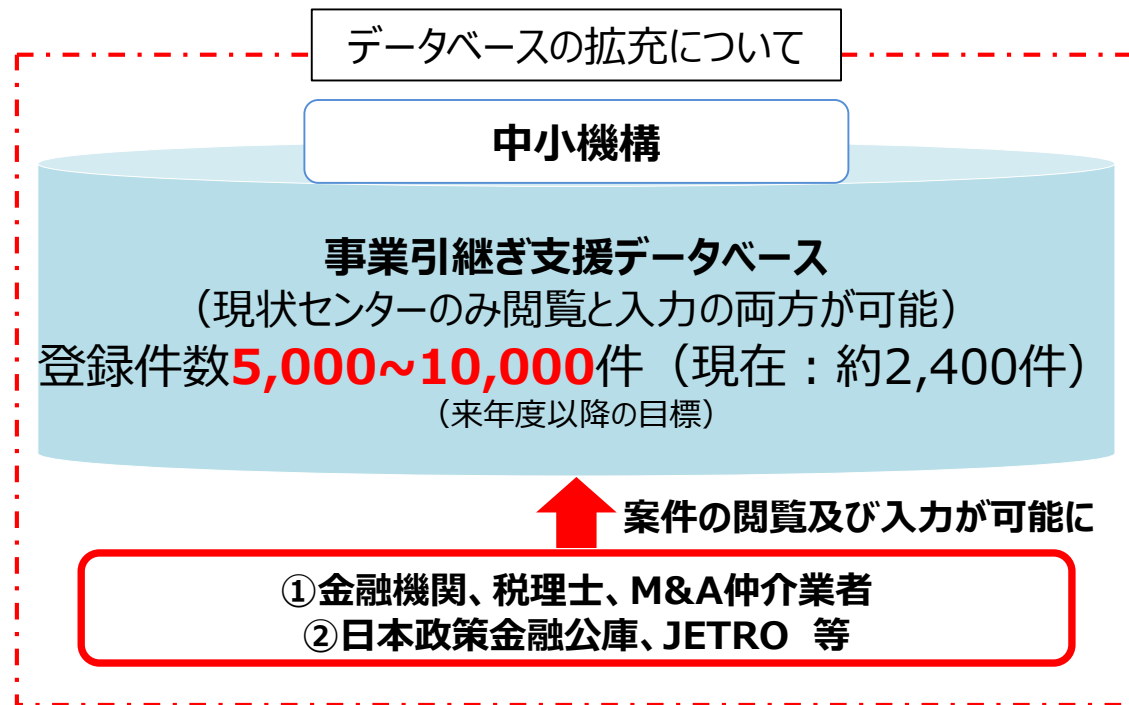
○従前は、中小機構も大規模法人に該当するため、左記の事例は②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業向け税制などを適用できなかった。

- ※適用可能となる中小企業向け税制
- 中小企業経営強化税制
 - 中小企業投資促進税制
 - 商業・サービス業活性化税制
 - 被災代替資産等の特別償却
 - 中小企業防災・減災投資促進税制

⇒中小企業向け税制 (※) が適用可能に。

今後の取組④：事業引継ぎ支援データベースの拡充

- 第三者への事業承継を促進するため、事業引継ぎ支援センターでは相談案件をデータベース化し、各センター間における広域マッチングに取り組んでいる。
- 平成31年度からデータベースを抜本拡充し、事業引継ぎ支援センターのみならず、①金融機関、士業・専門家、M&A仲介業者等の民間事業者や、②事業者情報を持つ政府系機関（政策金融公庫、JETRO等）も参画。海外含め全国大の良質なデータベースを構築する。
- 上記拡充の進捗を踏まえ、将来的な民間のプラットフォームとの連携も併せて検討する。



(2) 創業・ベンチャー政策について

創業・ベンチャー政策の概観

意識改革

日本ベンチャー大賞

挑戦を称える社会意識を醸成するため、若者などのロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出したベンチャー企業等を表彰。初の総理大臣賞として安倍総理が表彰。

潜在的創業者掘り起こし事業／起業家教育事業

創業支援の活性化を図るための全国的なイベントの開催、高校生に対する起業体験授業などのモデル事業の実施・普及

スキル向上

始動 Next Innovator (人材の架け橋)

社会課題の解決やグローバル市場への進出など目線の高いビジョンを持った次世代のイノベーションを担う人材をシリコンバレーに派遣。安倍総理の「シリコンバレーと日本の架け橋」プロジェクトの一環。

事業化

研究開発型 ベンチャー支援事業

認定したVC等から出資を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対し、事業化に係る費用などを補助。

規制改革に関する制度

「規制のサンドボックス制度」、「グレーゾーン解消制度」、「新事業特例制度」による事業化支援

創業者向け融資

新たに事業を始める者、創業初期の会社に対する融資

エンジェル税制

創業初期の会社へ投資する個人に対する優遇税制

中小機構ファンドによる出資

中小機構ファンドによる中小企業・ベンチャー企業に対する出資等の支援

成長促進

ストックオプション税制

高度な知識・技能を有する社外の人材をベンチャー企業がその成長段階に応じて機動的に確保できるよう、ストックオプション税制の対象範囲を社外の高度人材にも拡大する。

日本企業アクセラレーションプロジェクト(企業の架け橋)

中小・中堅企業・ベンチャー企業を米国等のイノベーション先端地域に派遣し、ネットワーキング等を実施。

創業支援等(創業支援事業、創業機運醸成事業) 事業計画

市区町村と民間事業者等が連携して行う創業支援や創業に関する普及啓発を行う取組を支援。

J-Startup

ベンチャー企業約100社をJ-Startup企業として選定し、官民で集中支援するプログラム。グローバルで戦い勝てる企業の創出を通じて、自らチャレンジする起業家マインドを社会全体で醸成する。

産業競争力強化法における創業支援スキームの概観

- 現在、創業者にとって身近な存在である市区町村が中心となって、下図スキームに沿って創業支援が行われている。全国1,741のうち1,419市区町村が計画の認定を受けており（人口カバー率は97%）、平成26～28年度において約7万人の創業を実現。
- 昨年7月に改正法を施行し、創業無関心者に対して創業に関する理解と関心を深める取組（創業機運醸成事業）に対して支援を開始。施行後、**新たに121市町村が創業機運醸成事業を含む創業支援等事業計画の認定**を受けている。

国

経済産業大臣及び総務大臣が、創業支援等事業実施指針（創業支援等事業計画で策定すべき内容等）を策定

申請

認定

創業支援等事業計画の認定を受けようとする市区町村

【創業支援等事業計画】の作成

市区町村と創業支援事業者（認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、土業、県センター、NPO等）が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成

市区町村

連携

創業支援等事業者

民間のノウハウを活用して創業を支援する事業者（認定支援機関、経済団体、金融機関等）

創業支援事業

創業支援等事業

創業機運醸成事業

ワンストップ相談窓口、マッチング支援、**ビジネススキル研修、専門家によるハンズオン支援等** **特定創業支援事業**

・創業無関心者等に対して創業に関する理解と関心を深める取組全般が対象。
・例えば教育現場等での起業家教育、若年層向けのビジネスプランコンテストの開催、短期間で創業を体験できるプログラムの実施等
・対象は、事業を営んでいない個人（全世代が対象）

支援

創業者

創業希望者
創業後5年未満の者

特定創業支援を受けた創業者

普及啓発

創業無関心者等

起業について現在関心がない者をはじめとした事業を営んでいない個人

創業機運醸成の事例

- 全国で起業家教育をはじめとした創業に関する理解と関心を深める取組が生まれてきている。

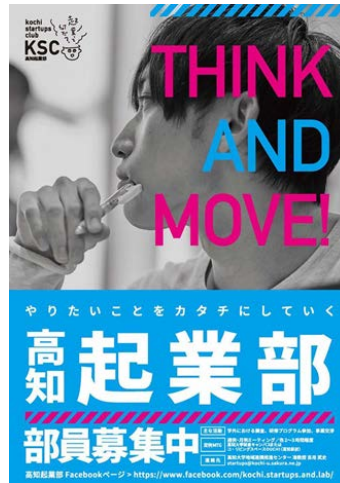
例1：(一社) ソシオデザイン 起業家育成インターンシップ



「過疎地でも起業ができる」、徳島県上勝町で様々な町内事業者とともに行われている起業家育成インターンシップ。人口約1600人の町で、2012年以降40近くの新規事業が生まれた。

- ✓ インターンシップは、1泊2日の短期から1ヶ月間まで、それぞれのニーズに合わせて実施することが可能。
- ✓ インターンシップの募集に併せ、町で起業できそうな分野を提示。
- ✓ シェアハウス、シェアカフェ、シェアバーなど模擬起業を気軽に行うことができる環境を整える。

例2：国立大学法人高知大学 地域協働学部



学部内で、学生向けに起業・新規事業開発支援を行っている。学内に「起業部」を設置し、起業経験者や事業創造の経験が豊富な実践者等をメンターとして迎え、モチベーションの維持や事業プラン作成のサポートを実施。

- ✓ 高知大学、高知県、四万十町のほか、地域内及び首都圏企業と連携
- ✓ クラウドファンディング事業者と連携した実践型事業創造プログラムの展開
- ✓ 一人ひとりのライフヒストリーを掘り下げ、対話を通じて、取り組もうとしているプロジェクトの根底にある想いや志、原体験を言語化

例3：(株)Curio School モノトイノベーション

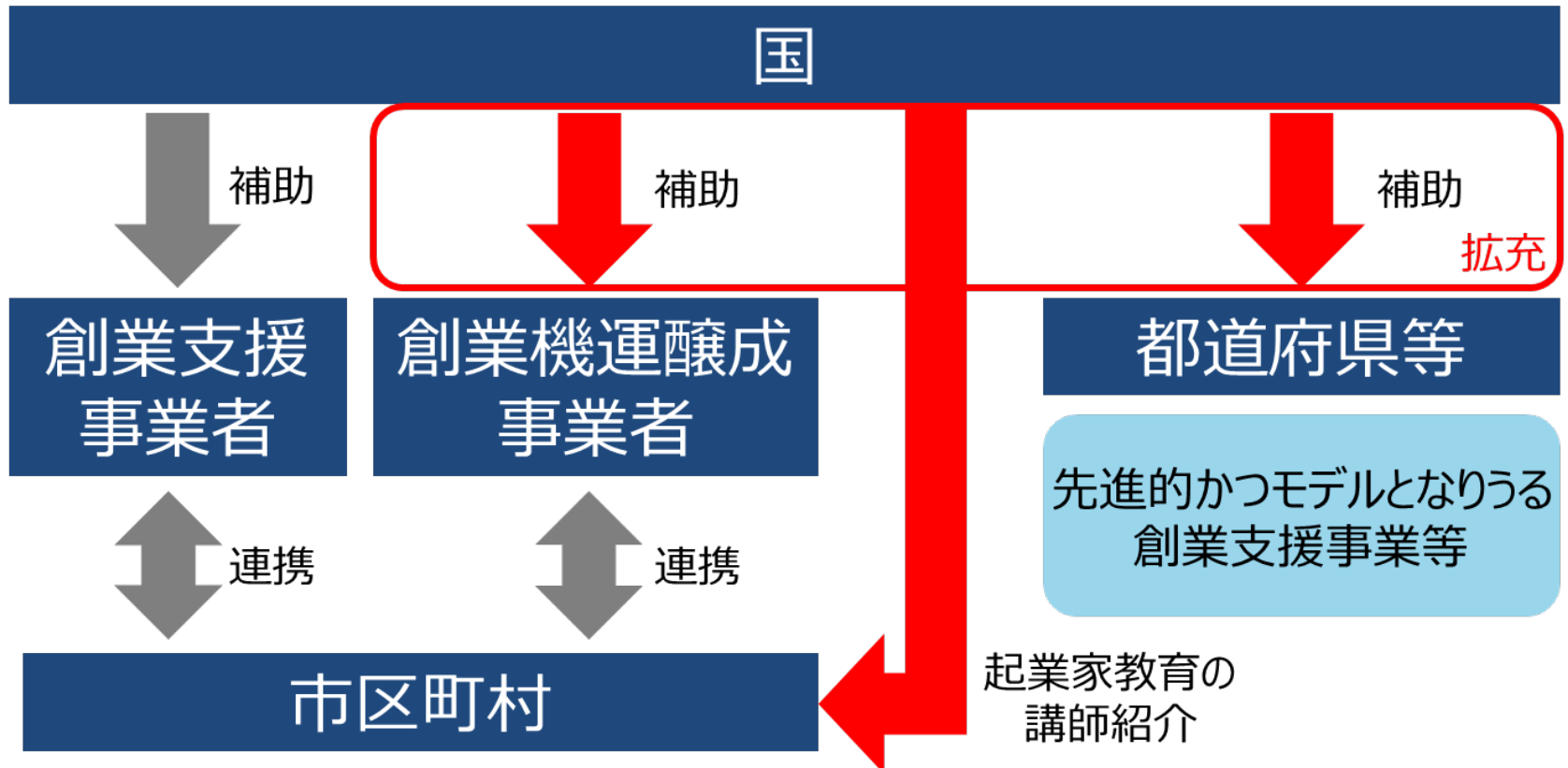


「アイデアをカタチにして競い合う、創造力の甲子園」と題した、中高生向けのコンテスト型プログラム。中高生がデザイン思考を活用し、企業とコラボレーションをしながら「モノづくり」に取り組み、競い合う。

- ✓ 「本物のテーマ」：中高生はスポンサー企業から提示される本物のビジネス課題に挑戦
- ✓ 「本物のプロトタイプ」：アイデアをアイデアで終わらせず、プロトタイプを制作することまで行う
- ✓ スポンサー企業は資金を出すだけでなく、長期間に渡って社員をメンターとして出し、本気で中高生に関わっていく

これからの取組①：創業機運醸成の全国への拡大

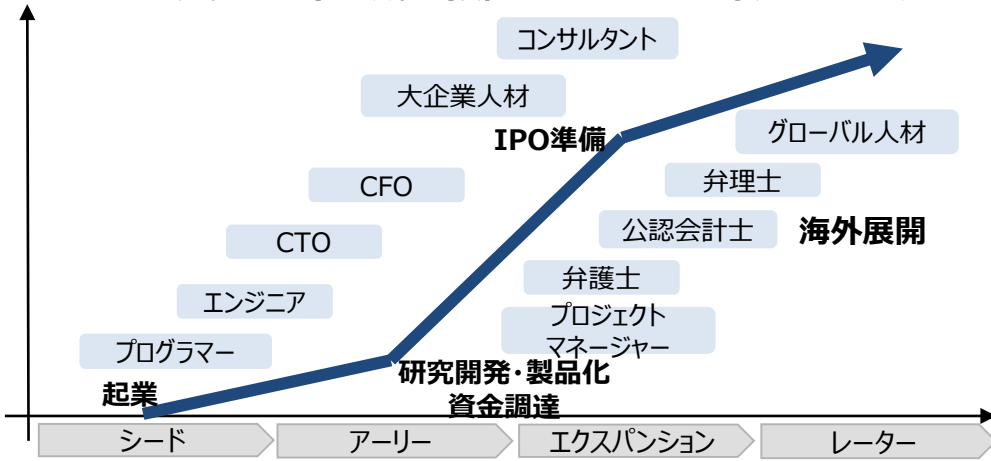
- 今年度の法改正を踏まえ、創業支援のみならず、**創業機運を醸成する事業に対して補助**するための予算を平成31年度予算案で追加的に措置。これを通じて創業に対して理解と関心を深める取組を全国的に拡大していく。
- **起業家教育に協力する講師を紹介するサイトを新設**し、全国の教育現場での活用を促すことにより、起業家教育を促進する。
- また、成長性の高い創業者の創出・成長を促すため、新たに**都道府県をはじめとした広域で行われる先進的かつモデルとなりうる創業支援事業等を支援**していく。これを通じて地域における創業エコシステムの構築を目指す。



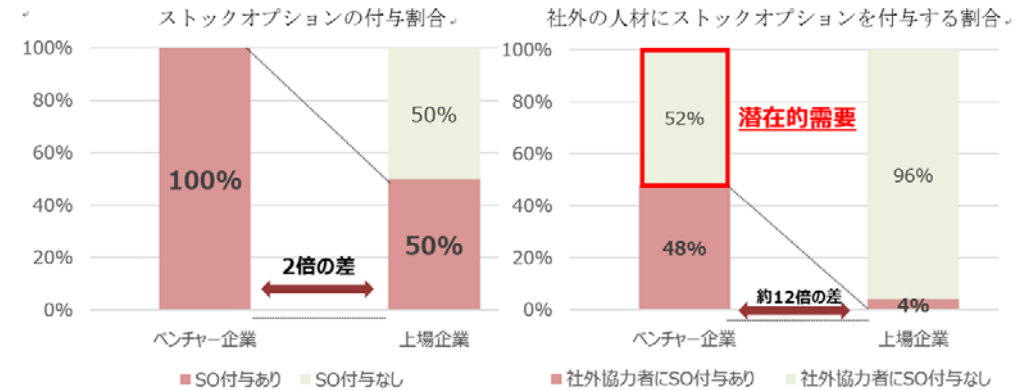
ベンチャー企業の持続的成長に向けて

- 日本のベンチャー企業が持続的に成長していくためには、①リスクマネー供給②人材供給③イノベーション技術供給の3点から施策を総合的に講じていくことが重要。
- 人材供給の観点では、ベンチャー企業に必要な人材は成長段階に応じて変遷するところ、ストックオプション（SO）は、キャッシュの流出を抑えつつ将来の成長にコミットする優秀な経営人材や技術者等を獲得する有効な手段。ベンチャー企業との懇談会や、リスクマネー供給に関する研究会の中でも、SOの活用を含め、有識者から人材獲得・活用への意見が述べられた。

ベンチャー企業は成長段階に応じて必要な人材が変遷



ストックオプションの活用実態



(注1) 上場企業は、ウリス・タワーズワトソン社の調査結果を基に作成
 (注2) ベンチャー企業については、2017年にIPOを行った企業のうち、過去VC等から資金調達を実施したことを公開している企業27社を抽出し、利用割合を算出。

ベンチャー企業の人材獲得に関する有識者からの意見等 (抜粋)

- ベンチャーなど成長産業に優秀な人材が集まるような政策が必要。
- オープン・イノベーションを進める観点から、大企業人材がベンチャーで働くような仕組みが有没有だろうか。
- 高度人材等の海外の優秀な人材の呼び込みを促進してはどうか。
 (ベンチャー懇談会での指摘)
- スタートアップの成長を支える新たな組織づくりに必要な内外の人材を引き付けるためのインセンティブ設計も重要である。ストックオプションは、成長途上の企業にとってキャッシュの流出を抑えつつ将来の成長にコミットする優秀な経営人材や技術者等を獲得する有効な手段である。現行制度においては、権利行使時の課税を繰り延べるストックオプション税制の適用を受けるためには、付与対象者の範囲 (取締役、執行役員又は使用人であること) や権利行使価額 (年間1,200万円を超えないこと) 等の適格要件を満たす必要がある。現在、世界中で優秀な人材の獲得競争が激化する中、これらの要件が適切かどうかなど検討を行うべきである。
 (リスクマネー研究会 報告書より)



ベンチャー企業の声

外注先の才能あるクリエイターやプロモーターに強くコミットしてはしく、さらに自社としてはキャッシュアウトを抑えるため、SOの付与を検討している。付与先としては、権利行使時に税金を課されると、未上場で自由に売却できないこと、また上場が未確定であるため、キャッシュとして厳しいので、税制適格SOとして付与したい。

これからの取組②：ストックオプション税制の適用対象者の拡大

- ベンチャー企業が、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度・専門人材を円滑に獲得できるよう、本制度の付与対象者を現行の取締役・従業員から、社外からでも企業に貢献する高度人材（外部協力者）にまで拡大し、ストックオプションを利用した柔軟なインセンティブ付与を実現する。
- 事業者は、外部協力者を活用して行う事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に従って事業に従事する外部協力者へのストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用する。

現行制度

<ストックオプションの付与対象者>

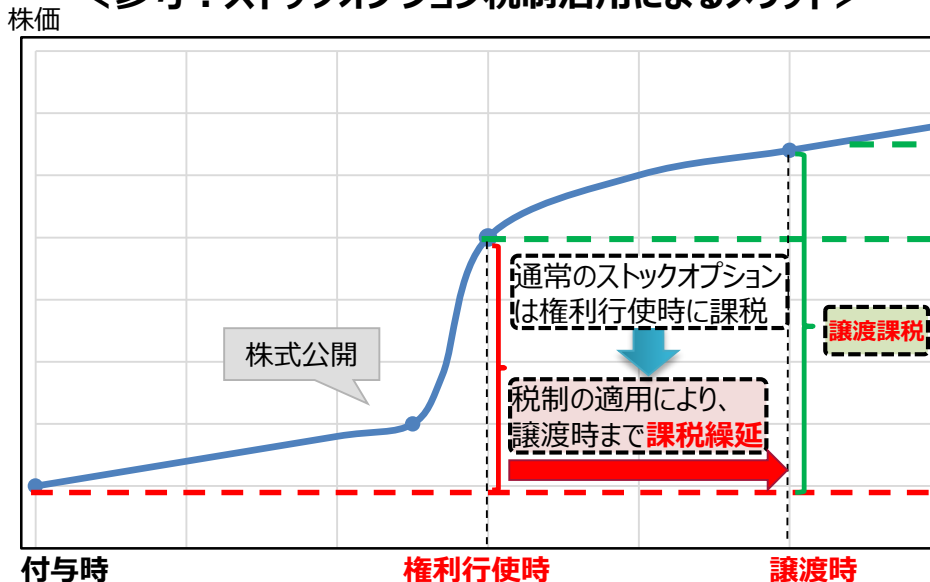
- 取締役、執行役及び使用人

改正概要

<ストックオプションの付与対象者>

- 取締役、執行役及び使用人
- 一定の要件を満たす外部協力者**
(例) **ベンチャー企業の成長に貢献する業務を担うプログラマー、エンジニア、弁護士等**

<参考：ストックオプション税制活用によるメリット>



計画認定

中小企業等経営強化法に基づく
事業計画認定制度について

【計画内容】

- ① 設立10年未満等の要件を満たしファンドからの出資を受ける企業が、
- ② 高度な知識及び技能を有する社外の人材を活用し、
- ③ 新事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を行うこと

主務大臣
基本方針を策定

申請

新規中小企業等
計画を作成

認定、金融・税制支援